

令和7年度 学校いじめ防止基本方針・マニュアル

(R7.1月改定)

雲南市立掛合中学校

1 はじめに

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であるという認識のもと、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、その第1条では、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、いじめ問題は社会全体で取り組み、対処しなければならない問題であることが謳われている。

学校においては、すべての生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者や関係者との連携を図りながら、全教職員でいじめの防止と早期発見の取組に力を入れていく。また、いじめが疑われる場合には、組織的に適切かつ迅速に対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめ防止のための重点施策

- 1 社会性や豊かな情操を育むための全教育活動を通じた人権教育・道徳教育の推進
- 2 コミュニケーション能力を培うための言語活動の充実
- 3 自己有用感や自己肯定感を育むための授業づくり、集団づくりの推進

3 いじめ防止等に関する措置

○いじめの定義「いじめ防止対策推進法第2条」より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、社会教育活動や出身小学校等該当生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など該当生徒との何らかの人間関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（1）いじめの防止等への組織的な取組

①管理職及び生徒指導主事、学年主任を中心としたいじめ防止対策委員会を設置する。

ア いじめ防止に対する具体的マニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。

イ 校長の強力なリーダーシップのもと、各取組が実施されるようにする。

ウ 全教職員が共働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組むようにする。

エ 生徒や保護者からのアンケートや各調査（いじめ認知件数、不登校等調査、問題行動報告書）等から実態を把握し、方針を決定する。

（２）いじめの未然防止のための取組

① 魅力ある学校づくりの推進

ア 生徒が充実した学校生活を送ることが生徒指導上の課題抑止に対して有効であることを鑑み、魅力ある学校づくりを推進する。

② いじめ問題に対する教育の推進

ア 道徳教育をはじめとして、生徒会の活動などを通して生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

イ 学校は、生徒に対して傍観者とならず、いじめ防止対策委員会への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

③ 人権教育の推進

ア 生徒が自分や他人の人権について学び、理解を深め、人権擁護や救済制度等についての学習を進める。（人権集会、保護司による講演等）

イ 人権尊重や差別解消への意欲や実践力を高める教育活動を推進する。（人権集会）

④ インターネットを通じて行われるいじめの防止

ア 情報モラル、デジタルシティズンシップを身に付けさせる指導の充実を図る。

イ インターネット上の一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与え、民事上又は刑事上の問題に発展する可能性があることを理解させる。また、保護者にも使用について協力を依頼する。

⑤ いじめを発生させない組織づくり

ア 「アンケート Q-U」を活用したより良い学級集団づくりを進める。

イ 校内教育相談体制・支援体制を強化・充実させ、教育相談担当を中心に S C と連携し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

ウ 相談窓口を整備し、生徒・保護者に周知等することにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連絡・協働して生徒を見守る体制を整える。

エ 校内研修を行い、教職員一人一人が自己研鑽し、いじめ防止に対処する。

オ 生徒会を中心に生徒が主体的に仲間づくり等を行い、いじめの防止に努める。

カ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する評価項目を入れ、学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

⑥ 教育活動全体を通じた豊かな心の育成

ア 特別の教科道徳の時間を中心として全教育活動において、心の教育を推進する。

また、生徒に基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを推進する。

ウ 雲南市の「夢」発見プログラムをもとに、「夢発見ウィーク（職場体験）」「地域課題解決学習」等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「課題対応能力」「自己理解・自己管理能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を図る。

⑦ 特別な支援や配慮が必要な生徒への対応

ア 発達障がいを含む障がいのある生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりする場合があることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。

イ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、性的マイノリティに係る生徒、災害地より避難した生徒等、配慮が必要な生徒については、日常的に適切な支援と周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ウ 問題行動を起こした生徒に対しては、焦らず、諦めず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかな指導、支援を組織的に行う。

⑧ 家庭や地域、各学校との連携

ア 保護者会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

イ 小学校や高等学校との情報交換等の連携を密にし、予防や対応に役立てる。

(3) いじめの早期発見

① 生徒の状態の把握

ア 常にいじめを意識、点検し、普段と違う生徒の様子や行動に気をつける。

イ 日頃から生徒と接する機会を多くもち、信頼関係の構築に努める。また、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

エ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有を行う。

② 相談しやすい体制づくり

ア 定期的なアンケートや教育相談の実施、「あゆみ」への記載等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

イ 生徒からの訴えや情報提供は、生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し迅速に対応する。

ウ 被害を受けている生徒が、いじめ等を否定したり申告しなかったりすることが少なくないことに留意する。

エ 日頃から保護者との連絡を密にし、相談しやすい校内体制づくりを目指す。

③ アンケート等の活用

ア 「アンケート Q-U」、教育相談アンケート等、客観的な資料を活用し、潜在的ないじめの早期発見に努める。

イ 教育相談アンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設け、インターネットを通して行われるいじめの早期発見に努める。

ウ 市教育委員会のネットパトロールを活用し、生徒が示す SOS や危険信号を見逃さないよう努める。

(4) いじめに対する措置

① 組織としての情報共有

ア 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対して該当いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

イ 発見した教職員(相談を受けた教職員)は、生徒指導主事に報告する。生徒指導主事は校長(管理職)に報告する。校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、情報共有を行う。その際の情報共有すべき内容は、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等とする。

- ウ 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、あってはならない。
- エ 好意から行った行為が意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、相手を傷つけたが、すぐに加害生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができたような場合、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、この場合においても、法の定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策委員会へ情報共有する必要がある。
- オ いじめが認められた場合、校長は市教育委員会に報告を行う。
- ② 組織としての対応方針の決定
- ア いじめ防止対策委員会において情報共有を行い、事実関係の確認の上、いじめが認められるか否かを含め、組織的に対応方針を決定する。
- イ 各教職員は、方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。いじめ事案報告書の作成は、該当学年部において行い生徒指導主事の確認の後、市教育委員会に提出する。
- ウ 生徒への対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。
- エ 重大事態と判断した場合は、市教育委員会からの指示に従い、必要な対応を図る。
- ③ いじめを受けた生徒又はその保護者への支援
- ア いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。生徒の状況に合わせて、養護教諭やSC及び医師等と連携し、心のケアを行う。
- イ 複数教職員で人権に配慮しながら聴き取りを行い、事実関係を的確に確認する。親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をとる。
- ウ 保護者に対して、家庭を訪問して事実について説明するとともに、再発防止、今後の支援等について伝える。
- エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- オ 緊急避難として欠席した場合は、登校することを無理強いすることなく、必要に応じて、学校外の居場所、学びの場を紹介するなど学習保障のためのプログラムを作成し、継続的に寄り添い支える体制をつくる。また、家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ④ いじめを行った生徒への指導・支援又はその保護者への助言・支援
- ア いじめを行った生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、事実確認を行い毅然とした態度で「いじめが決して許されない行為であること」「いじめを直ちに止めること」を指導する。継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- イ 保護者に対して迅速に連絡をし、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言・支援を行う。
- エ 生徒が抱える問題等、いじめを行った背景にも目を向け、健全な人格の形成に配慮する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、SCやSSWと連携を図りながら指導・支援を行う。
- ウ 必要に応じて、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめが起きた集団への働きかけ
- ア 生徒全体で加害行為を黙認しない態度を共有するなど、必要に応じて集団的な指導

を行う。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- ア インターネット上のいじめを発見又は情報を得た場合は、被害生徒の保護者に迅速に連絡するとともに、家庭訪問を行い、学校の対応について説明する。
- イ その後の対応については、被害生徒の保護者と相談しながら進める。
- ウ インターネット上のいじめの証拠となる画像やメッセージ等は、スクリーンショットや写真を撮影して保存する。また、加害者のアカウント名やIDも記録する。
- エ 削除依頼は、SNSや掲示板などの運営会社や個人に連絡して行う。
- オ いじめや誹謗中傷の内容が深刻な場合は、警察等に相談する。また、刑事・民事的措置を検討する。

⑦ いじめの解消の判断

- ア いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
- イ いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続（3ヶ月を目安）していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合、より長い期間を設定できる。

② 被害を受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

相当の期間行為が止んでいる時点において、被害を受けた生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- ウ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。
- エ 「解消している」状態に至った場合でも、学校は、いじめの再発予防のため、被害を受けた生徒及び加害の生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

⑧ 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校を目指す。

4 重大事態への対応

① 重大事態とは

① いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

- ア 生徒が自死を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。（法第28条第2項）

オ 「相当の期間」について、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする。た

だし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手する。

② 重大事態の報告

ア 重大事態と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

③ 重大事態の調査（学校が主体となっていく場合）

ア いじめ防止対策委員会を母体として、市教育委員会の指導・支援の下、当該重大事態の性質に応じて SC、SSW、警察など第三者を加える体制にする場合や第三者のみで構成する調査組織とする等、適切な構成について校長が判断する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、いじめを受けた生徒から十分に聞き取るとともに、全校生徒及び保護者、教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行い、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行う。また、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。なお、いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた生徒に対しては、事情や心情を調査し、状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援を行う。

エ 調査結果は、調査組織に対して積極的に提出するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発予防に取り組まなければならない。

※いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

・ 該当生徒の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に該当保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

・ 調査方法は、在籍する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

④ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で、経過報告を行う。情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。

イ 該当の生徒以外の生徒及びその保護者に対して、適切な時期に情報提供と事態の説明を行う。その際、不安を除去することを最優先に対応し、今後の学校の対応や家庭との連携について伝える。

ウ 調査結果については、市教育委員会に報告する。